入　札　説　明　書

令和９年度栃木労働局管下４施設で使用する電力供給契約

（高圧電力）

本調達案件は、紙による従来の応札及び入開札手続きと併せて「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きによるものとする

厚生労働省栃木労働局

下記契約に係わる入札公告に基づく一般競争入札（最低価格落札方式）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等

支出負担行為担当官　栃木労働局総務部長　君島　誠

◎調達機関番号　０１７

◎所在地番号　　０９

２．入札に付する事項

（１）品名分類番号　２６

（２）調達件名　令和９年度栃木労働局管下４施設で使用する電力供給契約（高圧電力）

（３）契約期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで。

（４）供給場所　別添「仕様書」のとおり。

３．競争参加資格に関する事項

（１）予算決算及び会計令(昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。)第７０条の規定に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」で以下に格付けされている者であること。

①競争参加地域　「不問」　②等級「A」「B」「C」

（５）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近２年間の社会保険等の未納がないこと。）

（６）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（７）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（８）厚生労働省関係法令を遵守していること。

（９）電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(10) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(11) この入札の入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記４．に照会すること。

(12)「二酸化炭素排出係数、環境への負担の低減に関する取組の状況に関する条件」（環境配慮契約法平成１９年法律第５６号）を満たすこと。

(13) 確実に安定した電気の供給が可能であること。

４．担当部局（問い合わせ先）

〒３２０－０８４５

栃木県宇都宮市明保野町１－４　宇都宮第２地方合同庁舎４階

栃木労働局 総務部総務課

会計第一係 担当：齋藤（清）　電話０２８（６３４）９１１１

５．競争参加資格の確認等

（１）原則、入札は電子入札によること。但し、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式で参加することができる。

（２）本競争の参加希望者は、上記３．に掲げる競争参加資格を証明するための書類（下記参照）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。（電子調達システムにより入札を行う場合は、下記書類の提出も電子調達システムにより行うこと。）

なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。万が一、期限までに審査資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

① 別紙－１ 一般競争入札参加申込書
② 一般競争（指名競争）参加資格に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
③ 電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを「証明する書類」
④ 別紙－３ 適合証明書及び内容を証明する書類
⑤ 別紙－４ 保険料納付に係る申立書
⑥ 別紙－５ 自己申告書
⑦ 別紙－６ 暴力団等に該当しない旨の誓約書
⑧ 別紙－７ 電子入札案件の紙入札方式での参加について（電子入札参加者は不要）

（３）競争参加資格証明書類の提出方法

① 提出期間　本公告の日から令和８年１２月４日（金）午後３時まで（土日祝日除く）とする。
② 提出場所　上記４．に同じ

６．入札及び落札者の決定

入札参加者は、別冊仕様書・別紙－１０契約書（案）及び本書記載の事項を熟知の上、入札しなければならない。

（１）電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和８年１２月９日（水）　午前１０時００分

（電子調達システムに到着するよう提出すること。また、入札金額に係る内訳書（任意様式）を添付すること。なお、電子入札により応札する場合には、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。）

（２）紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和８年１２月９日（水）　午前１０時１５分

② 入札書の提出場所　上記４．に同じ

③ 入札書の提出方法

入札参加者は、別紙－２の様式による入札書を使用し、入札金額に係る内訳書（任意様式）を添付すること。直接提出する場合は入札書及び内訳書を封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛先（支出負担行為担当官栃木労働局総務部長殿と記載）及び「令和８年１２月９日開札（令和９年度栃木労働局管下４施設で使用する電力供給契約）の入札書在中」と記載しなければならない。

郵便（書留郵便等）により提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「令和８年１２月９日開札（令和９年度栃木労働局管下４施設で使用する電力供給契約）の入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、前記②宛てに上記①の提出期限の前開庁日までに到

着するよう送付しなければならない（受領の確認ができる方法によること）。

本案件については、開札作業の立会いは行わないものとする。そのため、再度入札を希望する場合は、それぞれ別の封筒に入れ封緘し、封皮に「１回目」「２回目」といった入札執行回数についても必ず記載した上で提出すること。第２回目以降の入札書の提出がない場合は、辞退したものとして取扱う。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（ＫＷ単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（ＫＷｈ単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠として、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を入札金額とすること。

⑤ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）、をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑥ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

（３）入札の無効

入札書で次の各号に該当する者は、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの。

② 入札金額のないもの。

③ 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のない又は判然としないもの。

④ 入札金額の記載が不明瞭なもの。

⑤ 入札金額が訂正してあるもの。

⑥ 入札公告及び入札説明書に示した入札参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの。

（４）入札参加者は、その提出した入札書の差し替え、変更又は取消をすることはできない。

（５）入札参加者は入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、別紙－８ 入札辞退届を提出すること。

（６）落札者の決定

① 当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行ったその他の者のうち、最低の価格をもって落札者とすることがある。

③ 開札の結果、予定価格に達しないときは、その場において直ちに再度の入札を行う。入札は２回までとし、２回実施しても予定価格に達しないときは、最低価格をもって入札した者との間で見積書による随意契約に移行することがある。

④ 開札の結果、予定価格の範囲内に同価格の入札をした者が二者以上あるときは、電子調達システムによるくじにより落札者を決定するものとする。

（７）落札後における契約締結に当たっては、入札書の契約電力単価（月額）及び使用電力量単価（月額）をもって契約金額とする。

（８）入札参加者等が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。入札を公平に行うことができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

7．開札

（1）開札の日時及び場所

令和８年１２月９日（水）　午前１０時１５分

栃木県宇都宮市明保野町１－４　宇都宮第２地方合同庁舎４階

（2）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（3）紙による入札の場合

本入札は、開札作業の立会いを行わないものとする。

前記４．担当部局内での開札作業終了後、結果は入札参加事業者へ個別に通知する。

（4）再度入札の取扱い

開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

8．その他

（1）契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

免除

（3）入札執行後における異議の申し立てに関する事項

入札執行後は、契約事項・仕様書等を了知しなかったことを理由に、異議を申し立てることはできない。本案件に関する疑義については、入札日までに解消しておくこと。

（4）契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 原則、契約書の締結は電子契約によること。但し、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙の契約書により契約を締結することができる。

③ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれを記名押印するものとする。

④ 上記③の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

⑤ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（5）支払条件

別紙－１０　契約書（案）のとおり。

（6）入札説明会

入札説明会は行わない。

（7）各種提出書類の押印の省略にかかる留意事項

この入札において、契約書を除く提出書類（以下、「契約関係書類」という。）について、押印を省略としているが、担当者等から提出される契約関係書類については、事業者として決定した正式なものであること。なお、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

（8）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あ

るサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

（９）障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ヘルプデスク　０５７０－０００－６８３（ナビダイヤル）

・ホームページ　https://www.p-portal.go.jp/

ただし、申請書類・応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記４担当部局（問い合わせ先）に連絡すること。

◎様式等

①	別紙－１	一般競争入札参加申込書
②	別紙－２	入札書
④	別紙－３	適合証明書
⑤	別紙－４	保険料納付に係る申立書
⑥	別紙－５	自己申告書
⑦	別紙－６	暴力団等に該当しない旨の誓約書
⑧	別紙－７	電子入札案件の紙入札方式での参加について（電子入札参加者は不要）
⑨	別紙－８	入札辞退届
⑩	別紙－９	特定電源割当証明書
⑪	別紙－１０	契約書（案）
⑫	別　　冊	仕様書

別紙－１

一般競争入札参加申込書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく下記により申込いたします。

記

１．件名　令和９年度栃木労働局管下４施設で使用する電力供給契約（高圧電力）

２．競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

該当箇所を○で囲んでください。

（１）令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）

①営業品目　　物品の販売

②等級　　Ａ　・　Ｂ　・Ｃ

（２）予算決算及び会計令第７０条及び７１条の規定に該当しない。　　はい　・　いいえ

（３）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。　　はい　・　いいえ

（４）会社更生法に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない。　　はい　・　いいえ

（５）厚生労働省関係法令を遵守している。　　はい　・　いいえ

（６）確実に安定した電気の供給が可能であること。　　はい　・　いいえ

支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　殿

入札者　住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号
担当者及び連絡先メールアドレス

別紙－２

入　札　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　殿

入札者　住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号
連絡先メールアドレス
（代理人）氏　名

入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ、次のとおり入札します。

入札件名　令和９年度栃木労働局管下４施設で使用する電力供給契約（高圧電力）

入札金額　￥　　円

※ 上記の金額に消費税は含まない。（ 消費税額 ￥　　円 ）

契約電力に対する税込単価　　円
使用電力量に対する税込単価（夏季）　　円
〃　（その他季）　　円

入札金額が同額の場合にはくじ引きで落札者を決定しますので、任意の３桁の数字を記載してください。（紙入札者のみ）		

＜注意＞１．金額は円単位とアラビア数字をもって明記すること
２．納入場所：支出負担行為担当官の指定する場所
３．入札金額の内訳書（任意様式）を添付すること

別紙－３

適　合　証　明　書

令和　　年　　月　　日

住　　所

会　社　名

代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

１　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①　ホームページ　　②パンフレット　　③チラシ ④その他（　　）	

２　令和６年度の状況

	項　　目	自社の基準値	点　数
①	令和６年度 1kWh あたりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-Co2/kWh）		
②	令和６年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和６年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　　目	取組の有無	点　数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	

注１）　１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注２）　２の「自社の基準値」及び「点数」には、別添により算出した値を記載すること。

注２）　１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が７０点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注４）　１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

別添

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和６年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和６年度の未利用エネルギー活用状況、③令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要　　素	区　　分	得　点
① 令和６年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 （単位：kg-CO2／kWh）	0.000 以上　0.375 未満	７０
	0.375 以上　0.400 未満	６５
	0.400 以上　0.425 未満	６０
	0.425 以上　0.450 未満	５５
	0.450 以上　0.475 未満	５０
	0.475 以上　0.500 未満	４５
	0.500 以上　0.520 未満	４０
	0.520 以上	０
② 令和６年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	１０
	0 %超　0.675%未満	５
	活用していない	０
③ 令和６年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	２０
	8.00 %以上　15.00%未満	１５
	3.00 %以上　8.00%未満	１０
	0 %超　3.00%未満	５
	活用していない	０
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

別紙－４

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（住　所）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（名　称）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支出負担行為担当官

栃木労働局総務部長　殿

別紙－５

自　己　申　告　書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

２　過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

３　事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること

４　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

５　前記１から４について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

栃木労働局総務部長　殿

別紙－6

暴力団等に該当しない旨の誓約書

（　私　／　当社　）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者。

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者。

支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　殿

令和　　年　　月　　日

住　　所

会　社　名

代　表　者

※個人の場合は生年月日を記載すること。
※法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員等名簿

法人（個人）名　：

所　在　地　：

役　職　名	フリガナ 氏　　名	生　年　月　日	性 別
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女

(注)　法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

別紙－７

支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をします。

記

１．入札案件名
令和９年度栃木労働局管下４施設で使用する電力供給契約（高圧電力）

２．電子調達システムでの参加ができない理由

① 電子認証カードの申請が済んでいないため

② その他
（　　）

別紙－８

入　札　辞　退　届

入札案件名　令和９年度栃木労働局管下４施設で使用する電力供給契約（高圧電力）

上記について、入札参加を申込みましたが、都合により入札を辞退します。

令和　　年　　月　　日

住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号

支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　殿

別紙9

〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

栃木労働局　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇

以下の通り栃木労働局管下4施設に電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、栃木労働局に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1　お客様情報
お客様番号　〇〇〇〇
需要施設名　〇〇〇〇
需要施設住所　〇〇県〇〇市〇〇
契約電力　〇〇〇〇kW

2　供給期間
令和9年4月1日～令和10年3月31日

3　再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月（見込み）	累計（見込み）
再エネ由来電力量(kWh)【A】													
供給電力量(kWh)【B】													
再エネ比率(%)【C】													

担当者等連絡先
部　署　名　：
責任者名　：
担当者名　：
ＴＥＬ　：
ＦＡＸ　：
Ｅ－mail　：

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	環境価値移転量（kWh）	発電期間	認証番号
FIT非化石証書（再エネ指定）	○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）	○○発電所	○○府○○市○○	風力	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
			合計（kWh）			

別紙－１０

契　約　書（案）

支出負担行為担当官栃木労働局総務部長　○○　○○（以下「甲」という。）と○○○○○○　○○　○○（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

記

契約件名　令和９年度栃木労働局管下４施設で使用する電力供給契約（高圧電力）

契約金額　　常時電力基本料金単価　　円／キロワット・月
　　電力量料金単価　夏季　　円／キロワット時
　　その他季　　円／キロワット時
（いずれも消費税額及び地方消費税額金を含む）

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める標準供給条件によるものとする。

なお、この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は乙の負担とする。

契約保証金　免 除

（信義誠実の原則）
第１条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の目的・責務）
第２条 乙は別添仕様書に基づき業務を行うものとする。

（履行場所及び期間）
第３条 この契約の期間及び履行場所は次のとおりとする。（詳細は別添仕様書のとおり）
　期　　間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
　場　　所　支出負担行為担当官指定の場所

（事情変更）
第４条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件等が不適当となったと認められる場合には、協議をしてこの契約を変更することができる。
２　前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

（使用電力量の増減）
第５条　甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力及びその変更）
第６条 各月の契約電力（常時電力）は、次の各号に該当する場合を除き、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
（１）契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む１月の増加した日以降の期間の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。
（２）契約受電設備を減少する場合等で、１年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなとき。
２ 最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は、契約電力（常時電力）を甲乙協議により速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力（常時電力）は第１項により定めることとする。

（検査及び監督）
第７条 計量日は一般送配電事業者が定める日の０時００分とし、乙は一般送配電事業者から受領した検針の結果を、原則として電磁的方法により甲へ通知し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。
２ 検査に必要な費用は、乙の負担とする。
３ 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（料金の算定期間）
第８条　料金の算定期間は、前月の計量日（電気供給開始時には電気供給開始の日とする。）から当月の計量日の前日までの期間とする。

（料金の請求及び支払）
第９条 乙は第７条に定めた検査終了後、契約電力（常時電力）に契約金額（契約電力基本料金単価）を乗じて得た金額（乙の定める電気需給約款（高圧）により力率割引・割増を行う。）に、当該月における使用電力量に契約金額（電力量料金単価）および乙の電気需給約款（高圧）に定める燃料費調整単価を乗じて得た金額を加算した額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）を算出し、１月毎に甲に請求する。
２ 乙は、別紙「印鑑登録及び銀行振込届出書」を事前に提出し、印鑑及び振込先を登録する。
３ 甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から３０日以内にその対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）
第１０条 甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対

する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第１１条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。乙は契約を解除した月から契約期間満了までに係る入札時に予定した予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約を解除した月から契約期間満了までに係る契約電力（常時電力）に契約金額（契約電力基本料金単価）を乗じて得た額の合算額の１００分の１０に相当する金額を、違約金として甲の請求に基づき甲が指定する期間内に国庫に納付しなければならない。

（１）天災その他不可抗力の原因によらない、乙の責に帰する事由により、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（３）本契約の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務の執行を妨げ、又は詐欺その他不正な行為があったとき。

（４）第２６条の規定に違反したとき。

３ 甲は、乙について民法第５４２条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

４ 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（損害賠償）

第１２条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

２ 乙は、この契約の履行に着手後、前条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から１０日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３ 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第１３条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
（３）競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
（４）乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
（５）　第３項の規定による報告を行わなかったとき。
２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
３　乙は、第１項第３号又は第４号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）
第１４条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約期間開始から契約期間満了までに係る入札時に予定した予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約期間開始から契約期間満了までに係る契約電力（常時電力）に契約金額（契約電力基本料金単価）を乗じて得た額の合算額の１００分の１０に相当する金額を、甲が指定する期日までに支払わなければならない。
（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
（４）乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。
（５）前条第１項第３号、第４号又は第５号のいずれかに該当したとき。
２ 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
３ 第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）
第１５条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第１６条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度

に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２ 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第１７条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第１８条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第１９条 乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２ 乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第２０条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２ 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第２１条 甲は、第１１条第２項、同条第３項、第１７条、第１８条、第２０条第２項、及び第２４条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２ 乙は、甲が第１１条第２項、同条第３項、第１７条、第１８条、第２０条第２項、及び第２４条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第２２条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第２３条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第２４条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１） 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２） 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３） 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２ 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第２５条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき契約期間開始から契約期間満了までに係る入札時に予定した予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約期間開始から契約期間満了までに係る契約電力

（常時電力）に契約金額（契約電力基本料金単価）を乗じて得た額の合算額の１００分の１０に相当する金額を、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２ 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３ 第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（秘密の保持）

第２６条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第２７条 甲は、第７条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第２号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第１号の履行を催告することを要しないものとする。

（１） 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

（２） 直ちに代金の減額を行うこと

２ 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

３ 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第１項の通知期間を経過した後においてもなお前２項を適用するものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第２８条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、乙の定める電気需給約款によるほか、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

２ 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第２９条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第１０条、第１１条第２項、第１２条、第１３条、第１５条、第１９条、第２１条、第２５条、第２６条、第２７条、第２８条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　栃木県宇都宮市明保野町１番４号
支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　　○○　○○　　㊞

乙　　○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○
○○○○○　　○○　○○　㊞

印鑑登録及び銀行振込届出書

令和　　年　　月　　日

栃木労働局長　殿

住所 ・ 社名 ・ 代表者名	社　印	代表者印

1．上記の印鑑を契約書・請求書に使用することを届け出ます。

2．甲と乙により締結した契約履行に伴い発生する乙に対する契約金額の支払は、下記の銀行口座とします。

金融機関	銀行 金庫 ゆうちょ銀行	本店 支店 出張所
口座種別	1．当座　　2．普通	
口座番号 （右詰めで記入）		
口座番号 （ゆうちょ銀行）	記号	
	番号	
口座名義	（ﾌﾘｶﾞﾅ）	

※ 該当する事項を○で囲んでください。